

清水区の市立・公的病院の 機能維持のための取り組み(4)

(清水地域の住民が、その容体に応じ、適時・適切な医療を将来にわたって
持続的に受けることができる医療体制をつくるために)

2026年9月2日
静岡市

説明資料 目 次

1 一体的運用後の清水病院が目指す姿

- (1) 市立清水病院の運営理念
- (2) 市立清水病院の病床機能
- (3) 市立清水病院の病床規模・機能
- (4) 市立清水病院の診療体制
- (5) 市立清水病院の診療科構成
- (6) 産婦人科の診療体制

2 地域医療連携推進法人の設立

【 本日の説明の趣旨 】

- これまで、定例記者会見において、清水地域の住民がその容体に応じ、適時・適切な医療を将来にわたって持続的に受けることができる医療体制をつくるため、「清水区の市立・公的病院の機能維持のための取り組み」と題して、市立清水病院と清水厚生病院との一体的運用とそれに伴う市立清水病院への指定管理者制度導入について説明してきました。
(2026年4月24日、5月11日、7月23日)
- 2026年7月23日の定例記者会見では、一体的運用後の市立清水病院の目指す姿として、「運営理念」や「病院間の役割分担」について説明しました。
- 本日までに、7月23日に説明した一体的運用後の市立清水病院の運営理念や役割分担を基とし、病床数、救急体制、診療科構成等の市立清水病院の運営内容を決定しましたので、その内容を説明します。
- 一体的運用後の市立清水病院の運営内容については、これまで以上の医療サービスを提供できるものとなりますので、市民の皆様が安心していただけることを期待しています。

【 本日の説明資料の概要 】

1 一体的運用後の市立清水病院が目指す姿の詳細

①病床数(安定期)・病床機能 ※安定期:移行後の新体制で組織運営や業務が安定した段階

- ・稼働病床数 399床 (内訳:急性期病床299床 包括期病床100床)
- ・市立清水病院の稼働病床は291床から399床に増加します。

②職員数

- ・780人程度を想定(現市立清水病院職員数:724人)
- ・診療体制に合致した適正な人数を確保します。

③施設環境の整備

- ・患者の療養環境を整えるため、病室や設備(水回り等)の必要な改修等を行います。

④救急医療

- ・救急告示病院として外科系を中心に24時間365日対応します。
- ・二次救急当番では、内科系は清水区内のJCHO清水さくら病院が20日程度応需し、清水病院は10日程度応需するといった分担を行います。

※救急告示病院:都道府県知事が指定した、救急医療について知識を有し医師が常時診療している等の要件を満たした病院のこと

※二次救急:入院治療等を要する救急患者の医療を確保するため、市内の公的病院が輪番制により患者を受け入れる体制

⑤診療科構成

- ・一体的運用後も、市立清水病院は現在と変わらず29科の診療科(標ぼう)を持ち、医療提供を行います。

※診療科(標ぼう):診療科は医療の専門区分の名称であり、標ぼうは医療機関が自院でどんな診療を行うのかを診療科名として表示すること。

2 地域医療連携推進法人の設立

- 市立清水病院と清水厚生病院との一体的運用に向け、早期に両病院の機能分担及び業務の連携を推進するための、地域医療連携推進法人(しみずメディカルネットワーク)が設立されました。

(1) 市立清水病院の運営理念

清水地域の住民がその容体に応じ、高度急性期・急性期・包括期等適時・適切な医療を将来にわたって持続的に受けることができる医療体制を構築するため、(新)清水病院は、静岡市内の公的・公立病院との連携を一層強化し、次の役割を果たしていきます。

① 地域完結型医療の提供

清水地域の住民に必要な医療を持続的に提供するため、救急などの清水地域の医療需要に対応した医療を可能な限り地域内で提供します。

② 循環型医療の提供（静岡市全体での医療機関の連携強化による、よりよい医療サービスの提供）

高度急性期等のうち清水地域で対応できない医療については、葵区・駿河区の医療機関に対応を依頼し、対応後の患者を清水地域で受け入れる医療体制を構築することで、高齢化の進行など、医療需要に対応した医療を提供します。

③ 包括期・地域包括ケア機能の充実

地域包括ケア機能と連携強化し、急性期から在宅復帰支援まで切れ目のない医療を提供します。

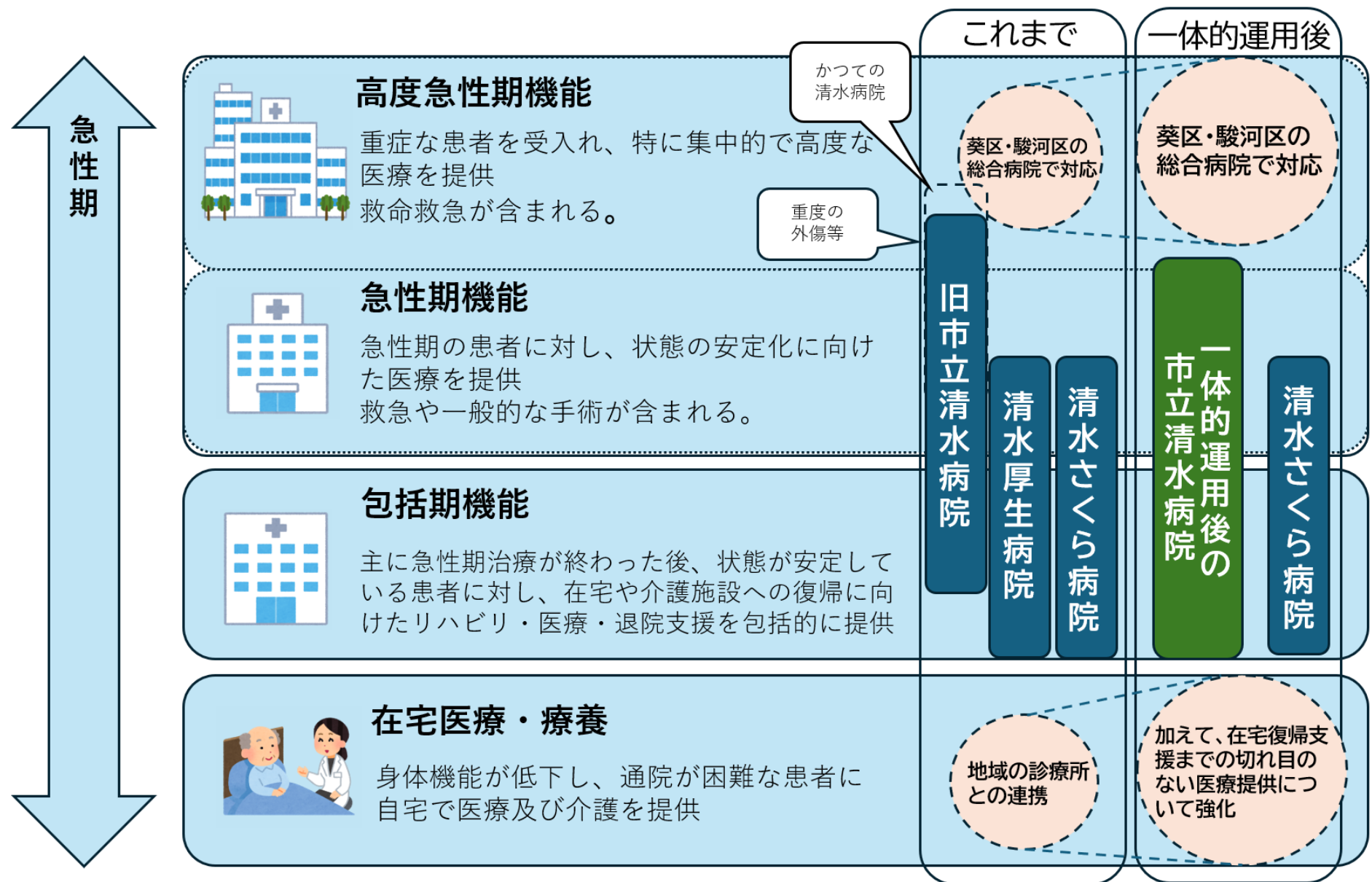
④ 医療人材の確保・育成

少子高齢化社会で医療需要が増大する救急医療、高齢者医療、慢性疾患管理、働き方改革などに対応できる医師・看護師等の医療人材を育成する体制を整備します。また、地域で求められる総合診療医の養成に努めます。

⑤ 住民の健康増進(攻めの予防医学・先制医療)への寄与

地域の医療機関等と協力し、各種健診機能を充実・強化する等、住民の健康増進を確保し、生活習慣病の重症化予防等の「攻めの予防医学」の拠点となります。

(2) 市立清水病院の病床機能の位置づけ



(3) 市立清水病院の病床規模・機能

病床数(安定期):399床

- 運営理念の「地域完結型医療」へ対応するためには、一体的運用後の清水病院は急性期病床と包括期病床(地域包括ケア病床)の充実が必要です。地域包括ケア病床を設置するには病床数が400床以下である必要があります。
 - ➡ 一体的運用後の市立清水病院の病床数は399床とします。
- 市立清水病院の稼働病床は291床から399床に増加します。

病床機能:急性期病床299床 包括期病床100床

- 病床機能の内訳は、現在の市立清水病院と清水厚生病院の患者の疾患を参考に、運営理念の「循環型医療の提供」や「地域包括ケア機能の充実」を考慮しつつ、急性期病床と包括期病床の配分を検討した結果、急性期病床299床、包括期病床100床とします。
- 両病院の急性期病床と一体的運用後の清水病院を比較した際の減少分(46床)は、平均在院日数(現在:約15日)を短縮し、効率的な運営を行うことで、市民の皆様が入院できないといった事態が発生しないようにしていきます。(例えば、2025年度の市立静岡病院の平均在院日数は9.9日)
- 医療従事者を集約させることで、手術は現在の市立清水病院の手術件数を維持又は増加させ、清水地域内の医療需要に対応した医療提供を地域内で行います。

現・市立清水病院と一体的運用後の市立清水病院の比較

	現・市立清水病院	清水厚生病院	一体的運用後の市立清水病院 (安定期)
稼働病床数 (許可病床数)	291床 (463床)	154床 (154床)	399床 (399床) ※移行直後は人員確保や運営システムの関係で399床の稼働とならない可能性があるが、葵区や駿河区の病院と連携し、静岡保健医療圏内で対応する。
病床構成	急性期 247床 回復期リハビリテーション 44床	急性期 98床 地域包括ケア 56床	急性期 299床 包括期 100床
手術数	190件/月	52件/月	維持(又は増加)

(4) 市立清水病院の診療体制

職員数(安定期):780人

- 診療体制に合致した適正な人数を確保します。
- 「一体的運用後の市立清水病院と同規模の病床や病床機能をもつ他の病院」の職員数を参考に、職員数は780人程度とします。

施設環境

- 包括期機能の強化に合わせ、患者の療養環境を整えるため、病室の改修等を行います。
- 老朽化した水回り等の設備について、必要な修繕を行います。

救急医療

- 救急告示病院は外科系を中心に24時間365日の対応を行います。
- 二次救急当番では、例えば、内科系は清水区内のJCHO清水さくら病院が20日程度対応し、清水病院は10日程度応需するなど、JCHO清水さくら病院をはじめとした、市内の輪番制を担う病院間で分担を行います。
- 静岡地域の総合病院にも協力いただき、清水地域での救急医療体制を引き続き確保します。

(5) 市立清水病院の診療科構成

基本的な考え方

- 市民に必要な診療科は維持するという考え方のもと、基本的には現在の市立清水病院がもつ診療科29科を維持し、標ぼうします。(ただし、産婦人科については下記のとおり)
- これまで行ってきた診療はそのまま維持していきますので、変わらず市立清水病院で必要な診療を受けられます。

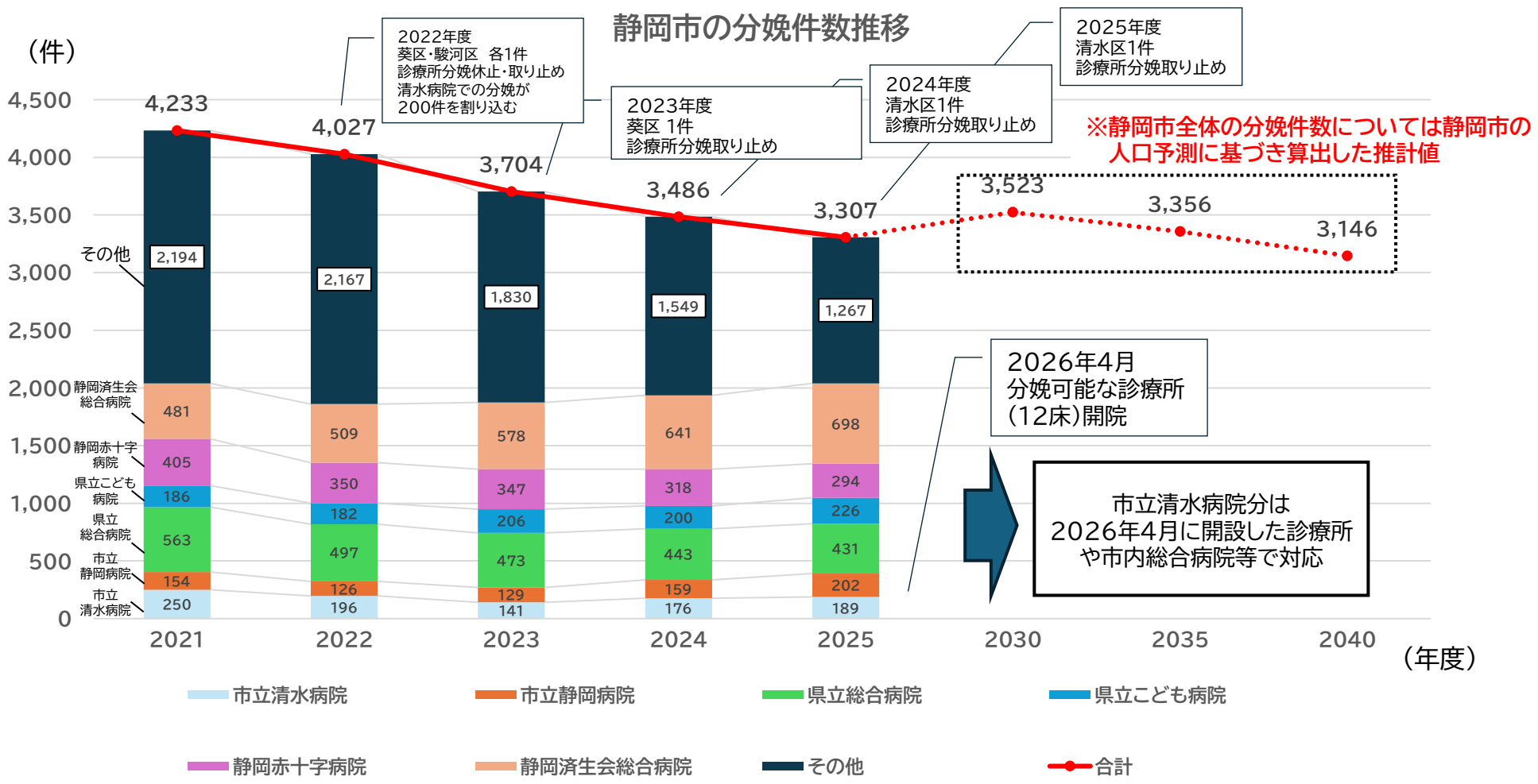
産婦人科の診療体制

- 市立清水病院の分娩件数は減少傾向にあります。清水区に2026年4月に民間診療所が新たに開設されたことから、産婦人科を婦人科とし、分娩や妊婦健診は取扱わないこととします。
- 静岡済生会総合病院等と協定を締結し、連携体制を構築することで、清水地域のお産ができる体制を確保します。

	診療科数
現在の市立清水病院	29
一体的運用後の市立清水病院	29 (うち変更1)
差	0

(6) 市立清水病院の産婦人科の診療体制

①静岡市における分娩需要の変化について



※静岡市の合計分娩数については静岡市統計書、各病院の分娩件数は静岡県病床機能報告、各病院HP等を参照

②市立清水病院の分娩件数

- 市立清水病院の分娩件数は2022年度から200件を下回っています。今回の一体的運用とは別に、分娩件数が減少し、大学医局から派遣した医師が十分な研鑽を積みなくなることを理由に、派遣の継続が困難となる可能性があり、対応が必要な状況でした。
- 静岡市全体の分娩件数は、2021年度から2025年度までを比較すると約900件減少していますが、民間診療所の取扱い件数は約900件減少し、民間診療所の減少分について市内総合病院で対応しており、分娩件数は約2,000件前後で推移しています。また、2022年度から2025年度まで分娩件数は一定規模を維持又は増加し、急変妊婦の受入など高度医療も提供しています。
- 一方、市立清水病院は、清水区で2024年度に1か所、2025年度に1か所、民間診療所が分娩を取り止めたにもかかわらず、2025年度も189件と200件を下回っている状況です。
- さらに、2026年4月から清水区内に新たにお産を取り扱う民間診療所(12床)が開設されたため、2026年度の市立清水病院の分娩件数の減少が見込まれます。
- 今後、静岡市内全体の分娩件数は減少が見込まれており、市立清水病院の分娩件数はさらに減少していくものと見込まれます。

1-5-2 一体的運用後の市立清水病院が目指す姿⑥ 産婦人科の診療体制③

③静岡市における分娩需要の変化を踏まえた市立清水病院の産婦人科の診療体制

- 2023年度は141件と最少となりましたが、近隣の診療所がお産を取り止めた2024年度と2025年度は、市立清水病院の分娩件数は141件、176件、189件と回復したと考えられます。しかし、2026年4月に新たにお産を取り扱う民間診療所が清水区内に開設されたことにより、過去の民間診療所の閉院により増加した市立清水病院での分娩件数が、2026年度以降は減少することが予想されます。
- 現在の市立清水病院の産婦人科は、2025年度実績で、患者数が5.6人/日となっており、患者数が減少すれば、特定の大学医局から派遣した医師が十分な研鑽を積みなくなるため、医局からの継続した医師派遣を維持するのが困難な状況です。
また、最小限の人数で産科を継続できた場合であっても、症例が少なく、医師の経験を積めず、少人数で休日夜間を含む勤務により疲弊した医師が診療に対応せざるを得ないことになります。その状態で診療科を維持するのは、急変時の対応や安全性の確保の観点から大きなリスクがあるとされています。
- 新たな民間診療所の開設や、市立清水病院を除く市内5つの総合病院は、2021年度から2025年度までハイリスク分娩を含む一定規模のお産ができる体制を維持していることもを踏まえると、市立清水病院で行っていた分娩は市内他医療機関で対応可能(むしろそちらで対応すべき)であると判断しました。このため、現場の責任者である病院長も今回の一体的運用とは別に、2027年度からは市として市立清水病院の分娩の取扱いを取りやめるべきとの意見でした。
- よって、2027年4月からは市立清水病院での分娩の取扱いを取り止めることとしました。
- なお、2027年4月以降はがん検診などの検診事業強化が必要なため、婦人科の診療を行います。
- 清水地域の分娩については、静岡済生会総合病院等と協定を締結し、連携体制を構築することで、お産ができる体制を引き続き確保します。

2 地域医療連携推進法人(しみずメディカルネットワーク)の設立

- 2026年9月1日付けで静岡県知事から認定を受け、地域医療連携推進法人しみずメディカルネットワークが設立されました。
- 地域医療連携推進法人とは、地域医療構想の実現に向け、地域の医療機関相互間の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供することを目的とした法人です。
- 今後は、当法人を活用し下記の取組を実施していきます。

【一体的運用前】

- 2027年4月からの市立清水病院と清水厚生病院の一体的運用開始を目指し、現場の医療従事者間の業務の手順の確認等を行います。
- 例えば、医療従事者間の相互交流による両病院の機器や、業務手順の体験、システムに関する共同研修など、一体的運用に向けた準備をより円滑に進めていきます。

【一体的運用後】

- 清水地域の医療体制の確保のため、市立清水病院と清水厚生病院(診療所)は連携して効率的な医療を提供していきます。
- 当法人を活用し、清水地域全体で推進していく必要がある介護、福祉といった分野について、地域包括ケアシステムの推進を図ります。